

◇ 巻頭言 （農地中間管理事業の着実な推進を）

農地中間管理事業の進捗状況や先進事例を多くの皆様に紹介するこの事業ニュースの発行が遅れましたことを、深くお詫び申し上げます。

平成 26 年度の農地中間管理事業は、国が当初目標としたようには進みませんでした。御存じのとおり本県は、全国平均をかなり下回る大幅な足踏み状態でした。様々な要因はありますが、私たちが住む地域にとって農地の集約は喫緊の課題であり、国も基盤整備等の補助事業をはじめ各種施策を農地の適切な活用と一体的に進めることとしております。

こうした中で、当機構も 27 年度から職員、配置面での体制を大幅に強化して、静岡県、市町、農業委員会そして農協などの関係機関とともに、これまで以上に、地域の皆様と話し合い、課題をひとつひとつ克服しながら事業の進捗を図りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。（理事長 瀧 昇悟）



これまでの実施状況

これまでの公募及び、利用権の設定状況は次のとおりです。関係の方々の先進的な取組により着実に進みつつありますが、都道府県ごとの全国ランキングでは、最も低いグループとなっています。今後、課題を克服しながら積極的に推進していきますので、引き続き御理解と御協力をお願いします。

(1) 公募の実施状況

年度	延べ公募区域数	実施市町数	全域公募市町数	全域公募 20 部分公募 13
平成 26 年度	49	33	18	
平成 27 年度(6 月公募分)	61	22	17	

(2) 応募、借受け、貸出しの状況

（単位：人数；人 筆数；筆 面積；ha）

年 月	応募者		*借入（中間管理権）			*貸出（貸借権）			備考
	人数	面積	人数	筆数	面積	人数	筆数	面積	
平成 26. 6 末	2	2. 5							
平成 26. 9 末	25	42. 0							
平成 26. 12 末	76	129. 0	99	281	12. 8				
平成 27. 3 月末	231	534. 5	384	782	72. 3	9	306	14. 9	
平成 27. 8 月 1 日現在	506	902. 0	517	1009	90. 8	41	890	81. 4	

※端数整理により合計は合っておりません

(3) 全国の実施状況（平成 27 年 3 月末、農林水産省調べ）

全国的な事業の進捗状況は、農林水産省の「農地中間管理事業について（農地集積バンク）」のページ（<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/pdf/siryou2.pdf>）に収録されています。

全国では、東北、北陸などの稲作地帯で貸し借りが進んでいます。中山間地域、樹園地、都市近郊農業が多い地域は、事業進捗がはかばかしくありません。

国は、各都道府県別の「担い手への集積面積の目標」に対する達成度について、毎年度事業評価を行っています。

本県でも、貸借満期となる農地を、本事業に切替えて頂くとともに、新規の農地集積を推進し、担い手への一層の農地の集約や新規参入等を支援します。

①借入れが多い道県

道府県名	機構借入面積(ha)
全国	28,822
北海道	3,549
岩手県	3,487
山形県	2,869
富山県	2,311
滋賀県	1,893
新潟県	1,851
秋田県	1,731
福島県	1,043
岐阜県	939
宮城県	883

②貸付が多い道県

道府県名	機構貸付面積(ha)
全国	23,696
北海道	3,426
岩手県	2,359
富山県	2,311
山形県	2,173
滋賀県	1,863
新潟県	1,830
秋田県	1,049
岐阜県	939
福島県	644
福井県	559

③新規集約が多い県

道府県名	新規集積面積(ha)
全国	7,349
新潟県	1,007
岩手県	956
秋田県	722
富山県	597
山形県	463
福井県	402
宮城県	288
北海道	279
石川県	240
山口県	224

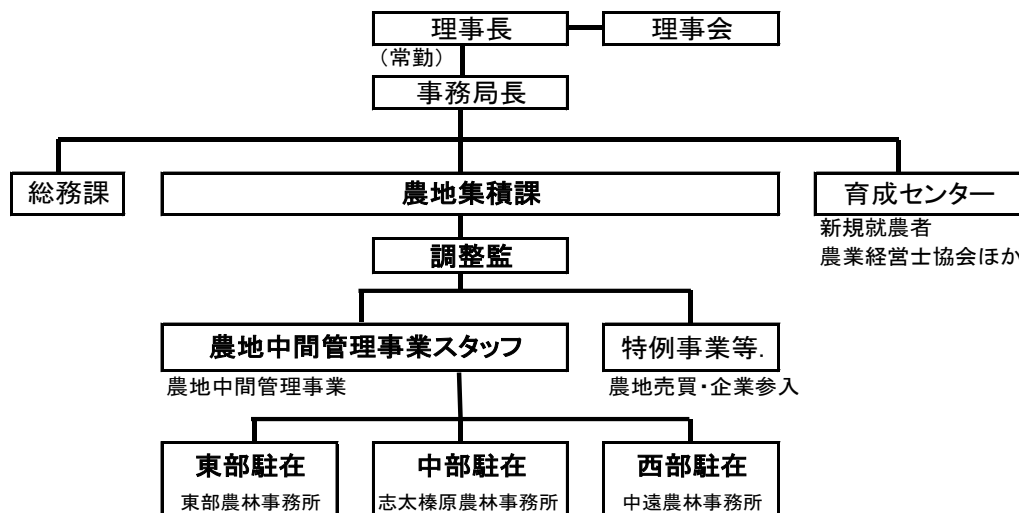
2 平成27年度の農地中間管理事業の推進方針

事業開始2年目となる今年は、次の方針に基づいて推進します。

- (1) 県の強力な指導の下、市町における「人・農地プラン」の見直しや更新を進め、「人・農地プラン」を基礎とする事業の推進を図る。
- (2) 関係機関の協議・調整の下に「重点実施区域」を設定し、重点的な推進を図る。
- (3) 東部、中部、西部地域に機構職員を置くとともに、一層市町及びJA、土地改良区等との連携を強化する。
- (4) 既存制度による利用権の更新又は解約、並びに新規案件について、積極的に本事業への切替えを推進する。
- (5) 機構集積協力金や新規の農地耕作条件改善事業等の支援制度の浸透を図り、基盤整備事業などと連携を図る。(地域の課題解決と一体的な推進)
- (6) 潜在的な出し手の掘起しや、受け手の意欲啓発のため、県とともに広報活動の強化するほか、「全県域一斉公募」を進める。
- (7) 農地法に基づく「遊休農地に関する措置」について、適切に対応する。
- (8) 農地中間管理事業管理システムの早期稼働を目指す。

3 機構の推進体制

機構では、市町や農協等のほか地域の皆様と密接に連携して農地集積を進めるため、担当指導員を大幅に増員するとともに、東部、中部、西部に指導専門員が駐在を開始しました。事業説明や各種の調整、関係書類の授受などをより現場に近いところで行えるようにしました。お気軽に相談や連絡調整をお願いします。



区分		駐在する指導専門員等	住所	電話など	
本社	農地集積課	課長 平野 亮	420-0853 静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階	電話	054-250-8989
		調整監 松本芳廣		FAX	054-250-8993
駐在	東部駐在	指導専門員 水元宏明	410-0055 沼津市高島本町1-3 東部農林事務所企画経営課内	電話	055-924-3993
		指導専門員 藤原康雄		FAX	055-924-3994
	中部駐在	指導専門員 鈴木孝治	426-0075 藤枝市瀬戸新屋362の1 志太榛原農林事務所企画経営課内	電話	054-646-2122
		指導専門員 大庭成友		FAX	054-646-2123
	西部駐在	指導専門員 平井 裕	438-8558 磐田市見付3599の4 中遠農林事務所企画経営課内	電話	0538-35-1335
		指導専門員 高橋邦広		FAX	0538-35-1336

☆ 駐在指導専門員の役割

- (1) 地域推進会議への参加、運営支援
- (2) 重点実施区域の把握、活動支援、及び進捗状況の把握
- (3) 市町やJA等の関係機関との連絡調整
- (4) 市町、JA等の関係機関との連携による事業の啓発
- (5) 市町、JAが行う業務の指導・審査等
(集積計画、配分計画関係ほか)
- (6) 市町・JA等への委託業務の進捗状況確認
- (7) 遊休農地の利用意向調査結果への対応
- (8) 地域の情報収集、地域への必要な情報の提供

4 9 月期公募のお知らせ



農地をお貸しします。

当機構では、毎年度6月、9月、12月、3月に1ヶ月間ずつ、農地の借受けを希望する農業者(個人、法人を問わず)を募集しています。

9月は、県下全域で一斉に農地の借受けを希望する担い手を募集しますので、奮って応募をお願いします。また、市町やJA等の関係の皆様には、担い手の方々の応募を御支援願います。

◇公募期間 平成27年9月1日～9月30日

◇応募方法 市町又はJAの担当部課で応募用紙を受取り、必要事項を記入して提出

***当機構のホームページをご覧ください。**

○良い農地を借受けたいと思っても、この公募に応募していないと「農地中間管理事業」では、農地を借受けすることが出来ません。

○担い手の方々は、借り損ないのよう応募してください。

5 地域の動き（先進事例紹介）

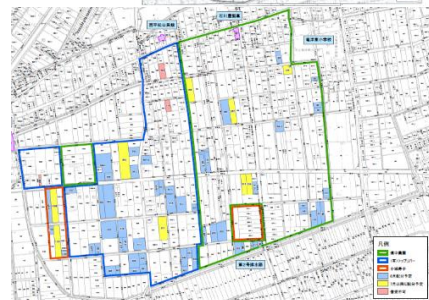
(1) 磐田市西平松

白ネギなどの栽培が盛んな磐田市南部の西平松地区では、23ha（地権者約120人）の素畑のうち4.5haを、3つの経営体に本事業を利用して集約しました。A社は経営規模が1.5haから3.0haに、B社は、新規参入として2.5haをまとめて確保できました。また新規就農者のCさんは、0.7haから1.1haに規模拡大が出来ました。（平成27年5月受け手に貸付け）



(2) 掛川市佐東

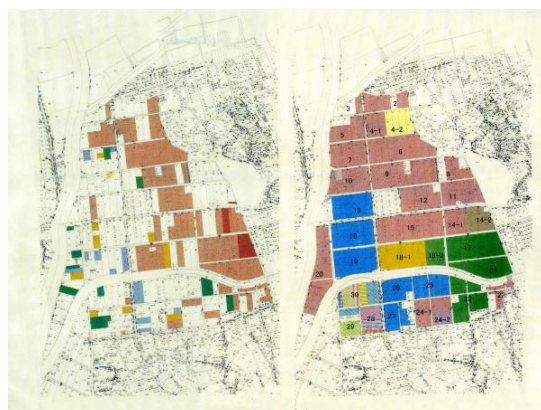
掛川市佐東地区では、水田100haを将来にわたって守るためには「若い人が就農し、食べていける農業にするしかない」と考えました。そのためには農地中間管理事業による規模拡大や基盤整備が必須であり、人・農地プランで中心経営体2社を決定しました。この結果、昨年は41.8ha、本年も20ha



以上の農地集約が図られる見込みです。（平成27年5月受け手に貸付け）

(3) 静岡市清水区

急傾斜のみかん園などを、計画的に基盤整備事業により平坦化を進めてきたJAしみず管内では、すでに既存制度での貸借が行われていますが、農地中間管理事業と機構集積協力金制度の発足を契機に、貸借更新時の切り替えや新規集約を進めています。換地作業中の貸借となるなどの課題もありますが、土地改良区ごとに話し合いを行い、JAの農地利用調整推進員や県中部農林事務所の支援を受けて、手続きを進めています。



(4) 菊川市河東地区

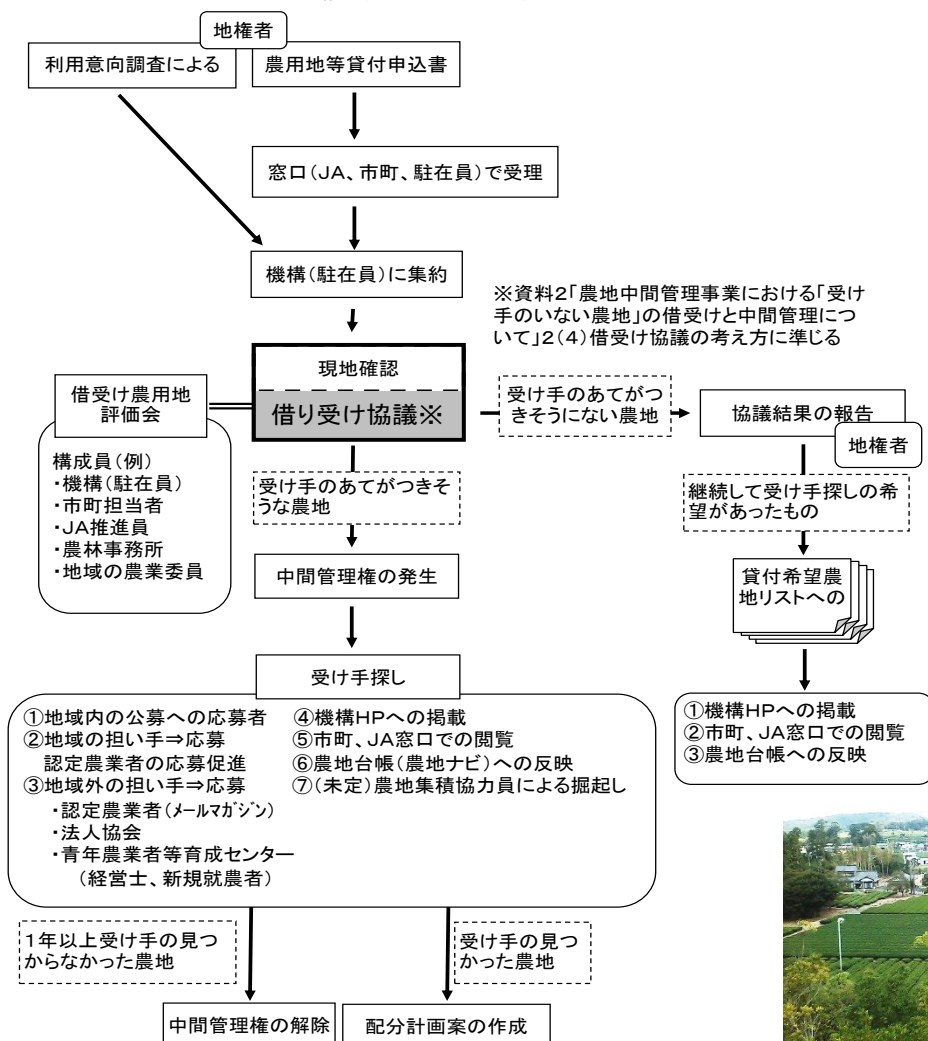
菊川市南部の水田地帯である河東地区では、地域の農地は地域で利用することを基本方針に、今後の農地と担い手のあり方を「人・農地プラン」にまとめ上げ、本事業による具体化を進めています。

中心的担い手には、散在する農地を集約し、比較的規模が小さいが営農を継続する農家は、一力所にまとめて貰うなど、地域の将来を見据えた集積と集約が進行中です。今後、他の多くの地域のモデル事例と見込まれます。（平成27年12月知事認可予定）

6 受け手のいない農地の借入れ

これまで、機構では原則として受け手が決まっていな農地は借受けないこととしておりましたが、農地中間管理事業の一層の普及を図るため、受け手がいない農地についても、一定の要件を満たす農地は借受けることとしました。

具体的には、地主などから貸付申込みが出されたものの、受け手が決まっていな農地
借り受けスキーム(試行)



について、機構、農林事務所、市町、JAの担当者等で構成する評価会で調査・評価して、受け手が見つかる見込みが確実であると判断される農地が対象になります。平成27年度は、東部、中部、西部ごとに一市町ずつ、モデル市町を設定し、実施することとしております。詳しくは、機構又は最寄りの農林事務所にお問合せ下さい。

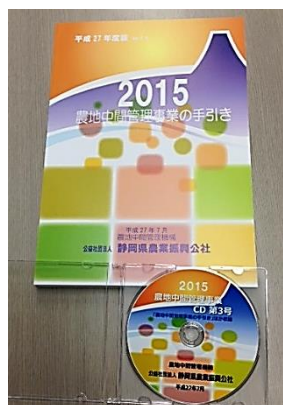


7 お知らせとお願い

(1)「農地中間管理事業の手引き平成27年度版」及び「CD第3号」の配布

機構では、農地中間管理事業関係の各種資料や様式を収録した冊子とCD-ROMを作成し、市町及び農協等の関係機関に配布しましたので、御活用をお願いします。

CD-ROMについては余部がありますので、必要な関係機関は当機構までお知らせください。



(2)賃貸借料の精算時期の変更

機構が借りた農地の賃貸料の支払、及び機構から転貸した農地の賃貸料の請求は、毎年1回12月に行います。

この、1年間の賃貸借料を清算する時期を、事務上の都合により11月末から9月末に変更しましたので、よろしくお願いします。

○ 9月末までに借入れた農地の賃貸料は、12月に支払います。

● 10月以降に借入れた農地の賃貸料は、翌年の12月に支払います。

○ 9月末までに転貸した農地の賃貸料は、12月に請求します。

● 10月以降に転貸した農地の賃貸料は、翌年の12月に請求します。